不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止のための必要な措置の実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第１０３条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>危機管理室危機管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第１０３条第３項
　指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。
　一　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
　二　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
　三　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>基準なし
【理由】
　武力攻撃事態という非常事態において、その時々の状況を多角的に判断して措置を実施する必要があることから、措置に制限を設定することにより、被害が拡大する恐れがあるため。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>